

令和6年度 湯沢町起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）隊員活動支援業務委託仕様書

本仕様書は、「湯沢町起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）隊員活動支援業務」の内容等、必要な事項を定めるものとします。

1. 委託業務名

湯沢町起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）隊員活動支援業務

2. 起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）の予定数

3名（契約は隊員1名につき1件の契約とする）

3. 起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）の任用開始予定日

令和6年4月1日

4. 起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）の活動

起業型地域おこし協力隊（宿泊業等）の隊員は、「湯沢町起業型地域おこし協力隊設置要綱」及び「湯沢町地域おこし協力隊募集要項」に定める活動を行います。

5. 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりです。なお、委託業務受託者（以下「受託者」）から提案され、効果的な取組みであると町が認める場合は、委託料の提案上限額の範囲内（委託契約の締結後は、当該委託契約金額の範囲内）で、これ以外の業務も実施することができるものとします。

- (1) 隊員の活動に要する経費の支払いに関する業務
- (2) 隊員の活動計画の策定支援に関する業務
- (3) 隊員の活動の調整、支援に関する業務
- (4) 隊員の起業の支援に関する業務
- (5) 隊員の活動実績の取りまとめに関する業務
- (6) 隊員に対する研修、生活及び定住・定着のための支援に関する業務
- (7) その他活動の円滑な実施に関する業務

6. 委託の対象となる経費

委託する業務にかかる経費は、次のとおりとします。

- (1) 前項第1号に要する経費
 - (ア) 地域活動の対価として隊員に支払う委託料
 - (イ) 隊員の住宅確保に要する経費（Uターンの場合であって、隊員の実家に居住する場

合は対象外)

(ウ)活動に要する車両にかかる経費(車両リースにかかる経費、燃料費、任意保険)

(エ)活動に要するパソコン等の賃借料(受託者が購入し隊員に貸出すことも可)

(オ)活動に要する通信機器等にかかる経費

(カ)活動に要する旅費

(キ)活動で受けた傷害に対応するための傷害保険料

(ク)起業に向けた外部指導者による研修にかかる経費

(ケ)その他、地域おこし協力隊の活動として認められる経費

(2) 前項第1号以外の各号に要する経費

7. 委託料の提案上限額(消費税及び地方消費税を含む金額)

委託料の提案上限額は、隊員1名に対し年額4,800,000円とし、内訳は以下のとおりとします。

(1) 隊員に地域活動の対価として支払う委託料 年額2,800,000円/1名

(2) 第6項第1号(イ)から(ケ)に要する経費および第6項第2号 上限年額1,950,000円/1名

(3) 隊員が定住に必要な資格取得等に要する経費 上限年額50,000円/1名

※年度中に(3)を使用しない場合は(2)として使用できます。

8. 委託料の支払い

(1) 本委託業務は月末締め翌月払いとします。

(2) 受託者が支払った隊員の活動に要する経費(第6項第1号関係)は、実費により支払います。

(3) 受託者による隊員の支援にかかる経費(第6項第2号関係)は、見積額(契約額)により支払います。

(4) 隊員の任期が月の途中から始まり、又は月の途中で退任した場合の委託料は、退任した月までの実費で支払います。ただし、地域活動の対価としての委託料及び前号の経費は、日割りによって支払います。

9. 会計処理

湯沢町が受託者に委託する業務の会計経理は、次によるものとします。

(1) 本委託事業専用の独立した口座を開設してください。

(2) 本委託事業専用の帳簿を設け、事業費内訳書の費目の区分に従い整理してください

(3) 受託者が支払った証として、あて先が受託者名で、発行年月日、金額、明細及び発行者の氏名・押印が明記された請求書、領収書、または振込依頼書を保存してください。

(4) 帳簿及び証拠書類等は、委託業務終了年度の末日から起算して5年間整備保管してください。

10. 委託業務実施の条件

- (1) 受託者は実施内容及び実施経費を湯沢町と協議の上、実施計画書を作成して業務を行うこととします。
- (2) 本業務の全部を再委託することを禁止します。ただし、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ湯沢町と協議し承認を得ることとします。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義を生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、湯沢町と速やかに協議し、その指示に従うこととします。
- (4) 受託者は、湯沢町に対して毎月業務の執行状況等について報告し、打ち合わせを行うなど、情報共有を図りながら、連絡を密にして本業務を遂行するものとします。
- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、湯沢町個人情報保護条例（平成 17 年湯沢町条例第 3 号）の規定を遵守することとします。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとします。
- (7) 本業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、湯沢町に帰属するものとします。